

島根大学中長期インターンシップ支援金実施要項

(平成30年3月29日学長決裁)

(令和2年 3月 5日最終改正)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学支援基金規則第4条第二号の事業として、中長期インターンシップを活用して実務的なスキルや経験を積み、自分の適性や実力を把握しようとする学生や、地域課題解決型教育（PBL）を通じて地域の課題解決に貢献しようとする学生を応援することを目的とし、島根大学支援基金（以下「支援基金」という。）から支給する中長期インターンシップ支援金（以下「支援金」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、中長期インターンシップとは、企業体験等やPBL型教育を通じて実施した地域課題解決活動で、受け入れ先からの報酬を伴わない実研修日数の合計が当該年度において10日以上のものである。

(資格)

第3条 当該支援金に申請できる者（以下「申請者」という。）は、本学の学部学生及び大学院生とする。

(事業の額)

第4条 本事業は、支援基金委員会から予め交付された基金により実施する。

(支給額等)

第5条 支援金の支給額は、一人当たり3万円とし、第7条に掲げる選考結果を踏まえて10名の範囲内で支給する。

2 支援金は、学部・研究科それぞれの修業年限に1回支給することができる。

(申請)

第6条 前条の支援金の受給を希望する者は、島根大学中長期インターンシップ支援金申請書（別紙様式第1号）を7月末日または1月末日までに提出する。

(選考・決定)

第7条 教育・学生支援担当理事（以下「理事」という。）は、第10条に掲げる実施報告書の提出があったときは、支援基金選考会議（以下「選考会議」という。）において申請内容を審査のうえ、支援金受給者を決定する。

2 選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(決定通知)

第8条 理事は、前条の規定により支援金支給の可否を決定したときは、島根大学中長期インターンシップ支援金支給決定通知（別紙様式第2号）又は島根大学中長期インターンシップ支援金不支給決定通知（別紙様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(支援金の取消し)

第9条 受給者が当該年度途中で、次のいずれかに該当する場合は、支援金を支給しない。

- 一 退学又は転学したとき
- 二 懲戒処分を受けたとき
- 三 前各号のほか、虚偽の申請等受給者として適当でない事実があったとき

(報告)

第10条 申請者は、支援金の支給対象となったインターンシップが終了したときは、速やかに島根大学中長期インターンシップ実施報告書（別紙様式第4号）により報告する。

(事務)

第11条 本事業の事務は、関係する各部、課及び事務部の協力を得て、学生支援課において処理する。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。